

「栃木県権限移譲基本方針」改定の概要

平成 23年 5月

1 改定の考え方

自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる、活気に満ちた地域社会を実現するため、市町村が、地域における行政の中心的役割をこれまで以上に担えるよう、引き続き権限移譲を推進する。

〔改定の背景〕

- ◆ 市町村合併の進展 市町村の行政規模や能力が拡充される
平成 16年 4月 1日現在 49市町村 平成 23年 4月 1日現在 27市町
- ◆ 国の地方分権改革の動向 積極的、効率的な権限移譲
地方分権改革推進委員会第 1次勧告の内容を可能な限り反映し、法令移譲と併せ、効率的に県から市町村への権限移譲を推進

2 改定のポイント

- 地方分権改革推進委員会第 1次勧告で示された「基礎自治体への権限移譲を行うべき事務」については、原則として希望する市町に移譲
基本パッケージ、選択パッケージ」の区分、及び人口区分は廃止
- 権限移譲検討部会の設置
移譲についての個別課題について協議・検討を行うため、必要に応じて設置
- 広域連携の活用支援
権限移譲に対応した広域連携について、人事交流等の支援を実施

3 移譲対象事務

第 1次勧告で示された事務との関係から、移譲対象事務を4つの類型に区分
法令移譲が行われる事務を、法令移譲の対象外の市町村に対しても移譲

(例)法令では「市」にしか移譲されない事務を、条例により「町」に移譲

第 1次勧告で示された事務のうち、法令移譲が見送られた事務を移譲

(例)都市計画法の開発許可など

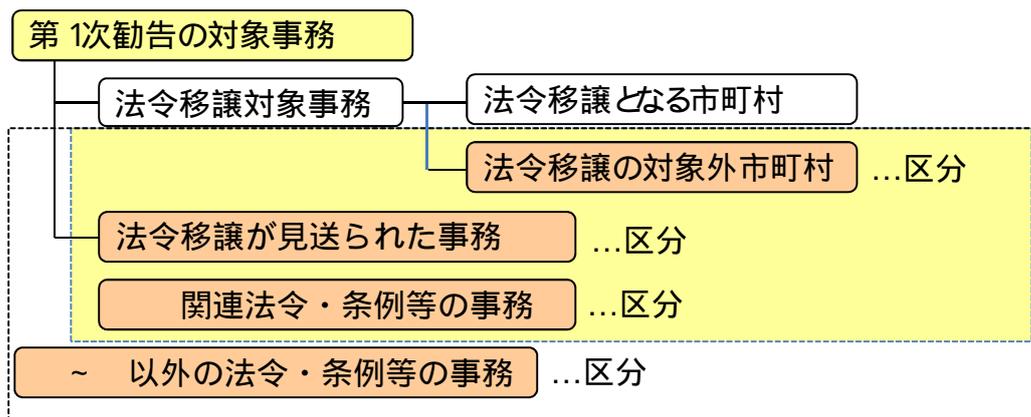
上記、の事務に関連する法令、条例等に基づく事務を移譲

(例)水道法に関連する栃木県小規模水道条例など

その他、住民の利便性向上、県・市町村の業務効率化につながる事務を移譲

(例)森林法の林地開発許可など

【移譲対象事務のイメージ】



4 権限移譲の進め方

- **権限移譲実施計画の策定 (計画期間 :平成 24~ 28年度)**
県と市町村と協議の上、権限移譲実施計画を策定し、計画的に移譲を実施
計画期間内において毎年度見直しを実施
- **県と市町村の協議の場の設置**
 - ◆ 市町村権限移譲調整会議 [継続]
計画の策定、見直しについて協議 調整を行う
 - ◆ 権限移譲検討部会 [新規]

5 円滑な執行のための体制づくり

- **人的支援**
 - ◆ 必要に応じて市町村職員の受入れや県職員の市町村派遣を実施
 - ◆ 権限移譲を活用した広域連携に対して、人事交流等の支援を実施
- **財源措置 (市町村総合交付金)**
 - ◆ 権限移譲に関する事務分
事務処理に要する経費について、適切に積算 交付
 - ◆ 権限移譲促進特別交付金
計画期間内における効果的な権限移譲を促進する趣旨に照らし、住民への広報費等、準備経費の一部を移譲の初年度に限り交付
- **移譲に向けた支援等**
説明会の開催、事務処理マニュアルの配付、適切な事務引継ぎ等
- **移譲後の支援等**
 - ◆ 適切な情報提供、助言や研修の実施
 - ◆ 県と市町村の情報の共有、緊密な連携
 - ◆ 権限移譲による影響 効果等について検証